

# 山 愛 西

みどり  
水土里ネット

VOL.60  
平成29年5月1日

みどり あいせい  
**水土里ネット愛西**  
(愛西土地改良区)

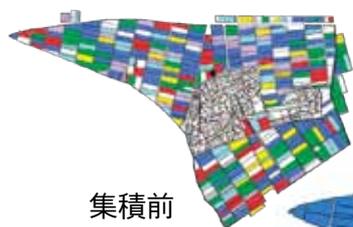
受益面積 1,533ha 組合員数 2,461名  
〒521-1147 滋賀県彦根市薩摩町337番地  
TEL 0749-43-2261(代)  
FAX 0749-43-2079  
E-mail [aisei@midorinet-aisei.jp](mailto:aisei@midorinet-aisei.jp)  
URL <http://www.midorinet-aisei.jp>



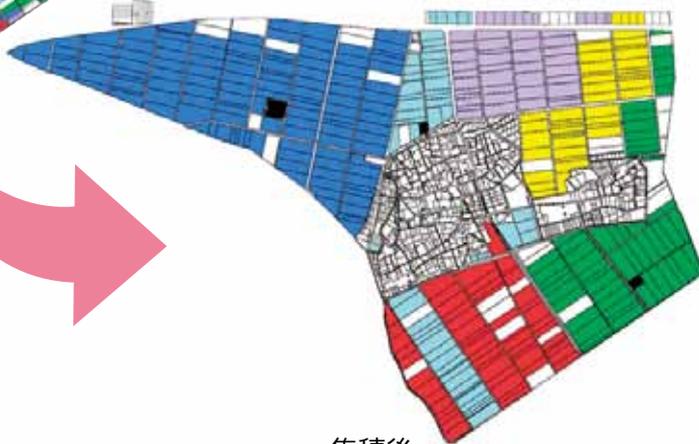
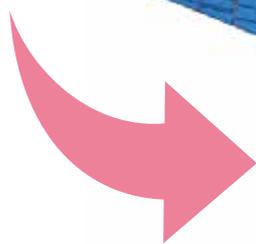
新海揚水機場・ポンプの更新

## 新海地区 県営事業完了

平成21年度から実施しておりました  
新海地区の県営事業が平成28年度に完了いたしました。



集積前



集積後

この地区では農業用水管が石綿管で、布設されてから30年以上が経過していましたので塩ビ管に更新し、併せて老朽化したポンプ設備の更新も行いました。

さらに、農作業がしやすいように田んぼの大区画化と利用集積を行い、全国でも先進地として、県内外より高い評価を得ています。



親水公園完成



石綿管から塩ビ管へ更新



田んぼの大区画化



理事長

西川 太平

風薫る新緑の季節となりました。皆様には益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。日頃は愛西土地改良区の事業・運営に、深いご理解とご支援を賜わり、誠にありがとうございます。心より厚くお礼申し上げます。

さて、農業水利施設は農業の営みの他に地域の環境保全や防災の役割も担っており、基幹施設の更新など、効率的・計画的な保全更新を進めているところです。末端施設となる地域の用排水路施設等においても、組合員の皆さん方に適宜の更新と適切な維持管理に努めていただいております。このことが事故防止・安全・減災対策にもつながるものと考えております。

平成28年度は、24時間送水を実施することがありませんでした。今年度も天候等の状況を見て延長又は24時間運転の判断をする計画となっています。送水計画は天候に大きく左右されることから、携帯端末を利用した「メール配信」をしています。「天候の変化による送水計画の変更をリアルタイムで確認できるシステム」の導入は、全国でも先進地として注目されているところです。是非とも携帯電話の受信設定にご協力をお願い申し上げます。

## 発刊にあたって

去る3月22日に「第60回通常総代会」を開催させて頂きました。「平成28年度事業計画変更にかかる補正予算関係、平成29年度にかかる事業計画・予算関係」のいずれも原案通り承認頂き、平成29年度に向けて出発の場面となりました。主なものは次のとおりでございます。

組合員の世代交代が進む中、更なる担い手農家の育成へとシフトしていかなければなりません。規模拡大や経営の多角化を目指す「意欲的な担い手農家」に対し、農地の集積を進めて規模拡大が容易になるよう、引き続き基盤整備促進事業（暗渠排水、区画拡大等）に取り組んでまいります。

新年度の愛西揚水維持管理費賦課金については、「1,000㎡当たり3,800円徴収させて頂いておりますものを、3,300円として500円の減額」をさせていただきます。

新しい視点では、平成29年度からの会計経理を複式簿記に変更することにしました。関連する「規約等の見直し・変更等」がございました。

結びになりますが、先人が残して下さったこの素晴らしい田園風景は、私たちの時代はもとより、子どもや孫へと引継ぐ財産です。このような財産を守ることは、今を生かされている我々の重要な使命であります。新しい年度を迎え、役員一同が気持ちを引き締め一丸となって、愛西土地改良区のより良い運営と活力ある事業の推進に向けて努力して参りますので、なお一層のご理解・ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 第60回 通常総代会開催

平成29年3月22日（水）愛西土地改良区本館会議室におきまして、第60回通常総代会が開催され、滋賀県議会議員 西村久子様、湖東農業農村振興事務所次長 杉本晃様、彦根市産業部長 黒澤茂樹様のご臨席をいただき、議長に北川孝作氏（第2選挙区・上西川町）が選任され議案の審議に入りました。

### 〈平成28年度関係〉

- ・愛西土地改良区規約、地区除外等処理規程の変更議決について
- ・平成28年度事業計画変更、一般会計・特別会計歳入歳出補正予算、繰越明許費繰越承認議決について（平成28年度 監査報告）
- ・土地改良事業計画（維持管理）変更の議決について
- ・地区除外等処理にかかる議決について

### 〈平成29年度関係〉

- ・愛西土地改良区会計細則変更、会計細則（単式簿記方式）廃止の議決について
- ・平成29年度事業計画、一般会計・特別会計収入支出予算、一時借入金金の借入、役員報酬、賦課金の徴収の時期及び方法、歳計現金預入先、地区除外決済金賦課及び徴収方法の議決について

以上、全て原案どおり議決されました。

議長 北川孝作氏  
(上西川町)

総代会の様子

## 平成29年度収支予算

## 一般会計

(単位：千円)

収 入		支 出	
科目(款)	本年度予算額	科目(款)	本年度予算額
土地改良事業収入	144,774	土地改良事業費	327,506
附帯事業収入	2,910	一般管理費	43,269
基本財産運用収入	10	負担金等	14,860
特定資産運用収入	2,042	借入金返済支出	1,088
補助金等収入	38,198	固定資産取得支出	2,330
交付金収入	2,800	積立金繰出支出	53,089
受託料収入	304	他会計繰出額	0
雑収入	195,230	予備費	10,000
積立金取崩収入	52,843		
固定資産売却収入	100		
他会計繰入額	2,931		
繰越金	10,000		
収入合計	452,142	支出合計	452,142

## 発電事業特別会計

(単位：千円)

収 入		支 出	
科目(款)	本年度予算額	科目(款)	本年度予算額
附帯事業収入	5,700	発電事業費	2,790
特定資産運用収入	1	積立金繰出支出	1,281
雑収入	501	他会計繰出額	2,931
繰越金	1,000	予備費	200
収入合計	7,202	支出合計	7,202

## 監査結果報告

平成29年2月10日に、平成28年度運営及び下期監査を執行したところ、書類は適正に整備され、かつ正確に処理されていたことを報告いたします。



尚、意見として以下4点を申し述べます。

- ・用水の配分、排水の調整については、営農関係者等との調整を図り、使用水量の平準化、無駄水防止等の啓発・啓蒙に努めるとともに、運転の効率化を図り経費の節減に努められたい。
- ・施設の管理状況については、土地改良区運営委員会を始めとする関係者との調整を行い維持管理に万全を期されたい。
- ・最近の厳しい農業情勢の中での多様な組合員の理解を得るため、土地改良事業の必要性等啓蒙・啓発に努めること。
- ・未収金の回収については、各種方策を通しての回収努力は認めつつ、今後も引き続き対応記録の保存、計画納入時期の調整、複数体制対応等での努力を願う。

以上、監査報告といたします。

平成29年3月22日 総括監事 川村 徳和

## 平成29年度 賦課金の徴収月別表

月別	区分	徴収金の名称	賦課コード	賦課対象	徴収金額(1,000㎡当り)
第1期	7月	経常費賦課金	110	耕作者	(基本単価 3,000円) 暫定減額措置により 2,000円
		施設管理費賦課金	220	所有者	500円
		愛西揚水更新事業費賦課金	230	所有者	1,000円
		曽根沼揚排水更新事業費賦課金 <上石寺地区>	240	所有者	1,000円
		曽根沼揚排水更新事業費賦課金 <下石寺地区>	241	所有者	500円
		下石寺へ一括賦課			500円
第2期	9月	愛西揚水維持管理費賦課金	131	耕作者	(基本単価 3,500円) 暫定減額措置により 3,300円
		曽根沼揚水維持管理費賦課金	140	耕作者	4,000円
		曽根沼排水維持管理費賦課金	143	耕作者	400円
		地区別事業償還賦課金	別途配布する『お願いとお知らせ』をご覧ください		
10月・3月		新海揚水維持管理費賦課金 肥田揚水維持管理費賦課金	必要経費を関係集落に徴収		
随時	-	地区別事業賦課金	地区毎の土地改良事業地元負担金		

\*詳しくは別途配布する『お願いとお知らせ』をご覧ください。

### 賦課金の納期内完納にご協力ください!!

※口座振替納付をご指定の方は納期前に口座の残高をご確認ください。

※休耕田・転作田にも地区内の農地である限り賦課金がかかります。

※賦課金多額により分割納入をご希望される場合は事務局までお問い合わせください。(ただし、地区別事業償還賦課金は除く)

#### 早期返済について

地区別事業償還賦課金の全額早期返済(繰上償還)金額については別途配布する賦課金の『お願いとお知らせ』を参照してください。なお、早期返済を希望される方は、土地改良区までお問い合わせください。

## 平成29年度 事業計画書

事業名	事業内容
県営水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) 愛西地区	愛西揚水機場 分水工施設整備工 1式 空気弁補修工 1式 水管橋整備工 1式 揚水機付帯施設整備工 1式
農業基盤整備促進事業 愛西4地区	区画拡大工 A= 7.0 ha 農作業道工 L= 250.0 m
国営造成施設管理体制整備促進事業 愛西地区	推進活動費 1式 強化支援費 1式
P C B廃棄物処理促進対策事業 愛西地区	愛西揚水機場 P C B処分費、運搬費 1式
平成29年度生 ミニ維持管理適正化事業 上稲葉地区	用水管補修工 1式
21世紀土地改良区創造運動事業	推進活動費 1式
小規模土地改良事業(施設整備補修)	土地改良施設補修工 1式
ミニ維持管理適正化事業(緊急整備補修)	土地改良施設補修工 1式
市単独土地改良事業(施設整備補修)	土地改良施設補修工 1式
施設損傷復旧事業 愛西地区	土地改良施設復旧工 1式
農地耕作条件改善事業薩摩3地区 (H28年度繰越分)	農作業道工 L= 470.0 m

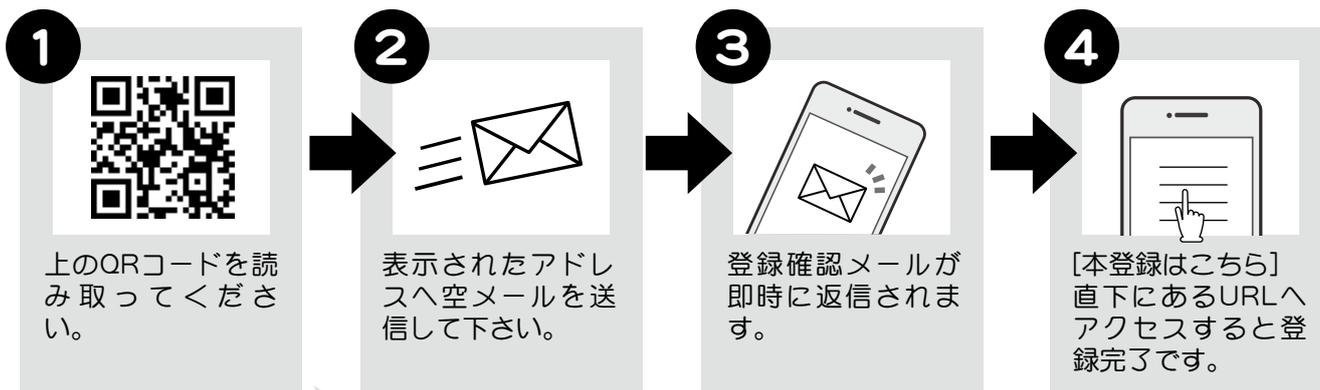
# 取水時間の分散にご協力ください!

平成29年度の送水期間は、4月19日から9月30日までです。取水が集中する時間帯は用水不足となる恐れがありますので、同送水地域（同分水工流域）での一斉取水を控えていただきますようお願いいたします。昨年も節水にご協力いただいておりますが、無効放流をなくし、より一層の水管理強化への取り組みをお願いいたします。

## 送水情報メールへの登録について

計画変更は送水情報メールにてお知らせいたしますので、必ずご登録をお願いいたします。

**登録方法** \*既に登録利用いただいた方は再登録不要です。



※QRコードが読み取れない場合は... [aisei-yousui@39mail.com](mailto:aisei-yousui@39mail.com)へ空メールを送信して下さい。

### 登録確認メールが受信されなかった方は…

「迷惑メール防止」のために「受信制限」をしている場合がありますので、受信制限を解除するか「39mail.com」を受信許可してください。

### 登録および受信の設定方法が分からない方は…

受信登録いたしますので、愛西土地改良区へお越しく下さい。

## 第14回

# 愛西土地改良区運営委員会

平成22年度に設置された運営委員会は、農業者だけでなく、非農家、集落役員、関係機関の方々23名で構成されています。

### ○主な協議テーマ

“各集落における農業用施設維持管理の  
現状と課題について”



第14回運営委員会（平成29年1月28日）

近年、土地持ち非農家が各集落内で増大し、農地や農道・排水路等に対する関心が希薄になっていると想定されています。このような中で今後も適切に農道・排水路等が維持管理されその機能が発揮されるためにどうするべきか、各集落での現状を踏まえ各委員の意見を伺いました。各町での維持管理（清掃）の仕方や施設に対し考えていることなど、参考になるお話ばかりでした。各町での現状や将来の心配事など、活発な意見交換となりました。

# 土地改良事業負担軽減規程

農道舗装や農業用施設の整備補修、地元自主施行に対する地元負担を軽減し、農業生産基盤の整備を推進いたします。(下表参照)

### 《農道舗装》

行政補助金	改良区補助金	地元負担金
0%~50%	18.5%~32.5%	31.5%~67.5%

### 《土地改良施設整備》

行政補助金	改良区補助金	地元負担金
0%~50%	10.0%~30.0%	40.0%~70.0%



地元による農道補修

《地元自主施行》※まるとご保全向上活動等の補助事業との重複は認められません。

事業の種類	補助対象の内容	改良区補助率
資材購入費	弁類、U字溝、砕石、アスファルト合材等 整備補修の材料費	当該事業費の30%以内 ( <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間1組織あたり1回</li> <li>・対象事業費5万円以上</li> <li>・負担限度額30万円</li> </ul> )
機械経費	整備補修のための機械レンタル・リース料	
請負工事	土木業者と契約し、一括して工事を行う経費	

愛西管内の様々な農業用施設が老朽化に伴い、今後その機能を十分に発揮できなくなることも考えられます。施設点検も含め、本規程を有効に活用していただき適切な維持管理をお願い致します。詳しくは、愛西土地改良区事務所までご相談ください。

## 事務局からのお願い

次のようなときは、土地改良区に届出の用紙がありますので必ず手続きをして下さい。(ホームページ <http://www.midorinet-aisei.jp/>からも届出の様式をダウンロードできます。)

なお、地元の役員さんにもご連絡をお願いいたします。

### ■組合員に変更があったとき(自己申告!!)

※末尾の書類をご提出ください。

- 相続、贈与や経営移譲(農業者年金受給等)による変更
- 売買、貸借による変更
- 住所等の変更

### ■土地改良区の施設を使用するとき

- 改良区が管理する施設(道路・用水路敷)を使用するときは、改良区の許可が必要です。

### ■田から畑へ変更をするとき

- ※農業委員会の許可後、届出して下さい。
- 田を畑に変更する場合

### ■耕作者の移動があるとき

### ■農地を農地以外に変更するとき

- 田・畑を宅地、駐車場、資材置場等に変更する場合
- 公共事業用地(道路、公園等)に売る・寄付する場合

当改良区内の農地を転用又は田から畑に変更をされる場合は、それぞれ決済金を納めていただくこととなります。



**賦課金は、4月1日を基準に所有者(組合員)または耕作者に賦課されます。変更の届出がなければそのまま賦課されますのでご注意ください。**

理事長	副理事長	事務局長		係	合 議

愛西 土地改良区
受付第 号
平成 年 月 日

(様式第7号)

## 組 合 員 変 更 届 出 書

( 組 合 員 資 格 得 喪 通 知 書 )

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_愛 西\_\_\_\_土地改良区理事長 様

現組合員 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

〒

新組合員 住所 \_\_\_\_\_

ふりがな ( \_\_\_\_\_ )

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 性別 男 ・ 女

TEL \_\_\_\_\_

新所有者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

新耕作者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

下記事項により組合員が変更したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

記

### 1 変更の対象となる土地

彦根市

町 名	字 名	地 番	地目	用途	登記簿面積 m <sup>2</sup>	備 考

※記載欄が不足の場合は、別紙に記入して下さい。

### 2 変更の原因及びその時期

※ (1) には該当するものに○をしてください。

(1) 原 因 相続 ・ 経営移譲 ・ 売買 ・ その他 ( \_\_\_\_\_ )

(2) 時 期 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

### 3 変更後の賦課金交替時期

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

### 4 変更後の賦課金納入者

賦課金については新組合員が納付します。ただし、組合員(所有者)が耕作を委託している場合は、改良区へ届出した耕作者が経常費賦課金、及び揚水賦課金を負担します。

※土地改良法(組合員の資格得喪の通知義務)

第43条 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

※同一生計農家に組合員は1名です。

※㊟は、認印で結構です。

切り取り線

ご記入はボールペン又はインクでお願い致します。

## 記入例

ご記入された日付  
を書いて下さい。

現組合員が亡くな  
れている場合は、現  
組合員の押印は不  
要です。(新組合員  
の押印は必要です)

### 組合員変更届出書 (組合員資格得喪通知書)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

愛西 土地改良区理事長 様

現組合員 住所 彦根市薩摩町337番地

氏名 愛西一郎 (印)

〒521-1147

新組合員 住所 彦根市薩摩町337番地

ふりがな (あいせい たらう)  
氏名 愛西太郎 (印)

生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日 性別男・女

TEL 0749-43-2261

新所有者 住所 彦根市薩摩町337番地

氏名 愛西太郎 (印)

新耕作者 住所 彦根市薩摩町337番地

氏名 愛西太郎 (印)

下記事項により組合員が変更したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

#### 記

#### 1 変更の対象となる土地

彦根市

町名	字名	地番	地目	用途	登記簿面積 m <sup>2</sup>	備考
薩摩町	津雲	337-1	田	田	3,000	
〃	〃	338-1	田	田	3,000	
〃	〃	339	田	田	2,000	

※記載欄が不足の場合は、別紙に記入して下さい。

#### 2 変更の原因及びその時期

※(1)には該当するものに○をしてください。

(1) 原因 相続・経営移譲・売買・その他 ( )

(2) 時期 〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更後の賦課金交替時期 〇〇年〇〇月〇〇日

4 変更後の賦課金納入

賦課金については  
場合は、改良区へ

相続の場合は、お亡く  
なりになられた日付を  
ご記入下さい。

ただし、組合員(所有  
賦課金、及び揚水賦課

新組合員が賦課金の  
納付を開始する時期  
をご記入下さい。

※ ご不明な点がございましたら、改良区へご確認ください。

連絡先 愛西 (事務所) … 0749-43-2261

切り取り線